

記入例（卒業後、福島県内で理学療法士等として従事した場合）

様式第8号(第10条関係)

理学療法士等修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇月〇日

福島県知事

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

申請者が自署してください。

氏名 **福島 桃子**

電話 〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇

2つ以上ある場合は、全ての番号を記載してください。不明な場合はお問い合わせください。

理学療法士等修学資金の返還の期限の猶予
記

就職日（勤務開始日）を起算日として、以下により終期日を換算してください。
○貸与期間が3年未満：就職日（勤務開始日）から3年間
○貸与期間が3年間：就職日（勤務開始日）から4年半
○貸与期間が4年間：就職日（勤務開始日）から6年間
例：
★貸与期間2年半、就職日が4月1日
⇒終期日は3年後の令和6年3月31日
★貸与期間が3年間、就職日が4月3日
⇒終期日は4年半後の令和7年10月2日

貸与決定番号	第
返還猶予を希望する期間	年 月 日 から 年
返還猶予を希望する金額	円

① 学校等を卒業した後2年以内に県内の業務に従事し、引き続き当該業務に従事していること。

これまでの貸与金額の総額を記入してください。不明な場合はお問い合わせください。

1番に○をしてください。

理由		3 契約が解除された後においても、引き続き学校等に在学しているため(条例第9条第3号に該当)
	説明	(1の具体的理由)
		(2の具体的理由)
		(3の具体的理由)

例：学校を卒業後、資格を取得し、福島県内で理学療法士（自分の職種を記載）として従事しているため。

記入例（卒業後、やむを得ない事情により福島県内で理学療法士等として従事できない場合）

様式第8号(第10条関係)

理学療法士等修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇月〇日

福島県知事

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
 申請者が自署してください。氏名 福島 桃子
 電話 〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇

2つ以上ある場合は、全ての番号を記載してください。不明な場合はお問い合わせください。

個々人のやむを得ない事情が生じている期間としてください。なお、最長で1年間を限度とします。

貸与決定番号	第
返還猶予を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
返還猶予を	円
理由説明	1 学校等を卒業した後2年以内に県内の施設等において理学療法士等の業務に従事しているため(条例第9条第1号) 2番に○をしてください。
	2 災害、疾病その他やむを得ない事由が生じたため(条例第9条第2号に該当)
	3 契約が解除された後においても、引き続き学校等に在学しているため(条例第9条第3号に該当)
	(1の具体的理由)
	(2の具体的理由)
	(3の具体的理由)

これまでの貸与金額の総額を記入してください。

例：学校を卒業後、資格を取得したが、現在就職活動中であるため、など。
 やむを得ない事情を具体的に記入してください。

記入例（貸与を辞退したが、在学中のため返還を猶予したい場合）

様式第8号(第10条関係)

理学療法士等修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇月〇日

福島県知事

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

申請者が自署してください。

氏名 **福島 桃子**

電話 〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇

下記のとおり理学療法士等修学資金の返還の期限の猶予を受けたいので、別紙証明書

2つ以上ある場合は、全ての番号を記載してください。不明な場合はお問い合わせください。

記

貸与決定番号	第	号
返還猶予を希望する期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
返還猶予を希望する金額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>これまでの貸与金額の総額を記入してください。</p> </div>	
理由説明	<p>1 学校等を卒業した後2年以内の業務に従事し、引き続き当該業務に従事するに該当</p>	
	<p>2 災害、疾病その他やむを得ない事由に該当</p>	
	<p>3 契約が解除された後においても当該業務に従事しないため(条例第9条第3号に該当)</p>	
	<p>(1の具体的理由)</p>	
	<p>(2の具体的理由)</p>	
	<p>(3の具体的理由)</p>	

在学予定の期間を記入してください。基本的には貸与を辞退した場合は、卒業予定年まで辞退したものとみなしますが、例えば第2学年では貸与を辞退したが、第3学年ではまた貸与を受けたい場合などには、第2学年の期間（1年）を記入してください。

なお、卒業後に理学療法士等として福島県内で理学療法士等として従事しない場合は、貸与総額を返還していただきます。

例：貸与を辞退したが、在学中であるため。